

■議案第85号 四万十町高齢者安心生活支援住宅条例について

【要旨】

本町は、高齢化と人口減少が進み、助け合い・見守りを基本とする「コミュニティ」が成立しない、いわゆる限界集落が数多く存在しています。また、このような集落が広く散在するため、手厚い福祉サービスを提供することも困難な状況にあり、高齢者が自立した在宅生活を送る環境が失われつつあります。

高齢化が進む今日、高齢者が日常的な生活支援サービスを受けやすい環境で自立した在宅生活を送るためには、基盤となる住まいの確保は重要となりますが、ケアハウスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、国民年金程度の収入では入居できません。また、特別養護老人ホームは、基本的に要介護3以上を対象としているために入所できず、町営住宅については、住宅所有者は入居できないこととなっているため、要配慮低額所得高齢者が入居できる住宅や施設は、充足していない状況にあります。

このような状況に対応するため、要配慮低額所得高齢者が入居でき、自立した生活が送れる「高齢者安心生活支援住宅」を整備します。

【条例の内容】

四万十町高齢者安心生活支援住宅について、設置、名称及び位置、入居対象者、入居定員、入居の許可、選考委員会、入居者の選考、入居補欠者、入居の手続、使用料金、居室使用料の減免又は徴収猶予、変更等の届出、明渡し請求、ショートステイによる利用、迷惑行為等の禁止、転貸等の禁止、目的外使用、居室の改修、原状回復、管理及び運営、管理委託業務、委任に係る事項を定める。

【総合振興計画における位置づけ】

基本理念（2） 人が元気で生き生きしている地域づくり

施策の大綱⑥ 高齢者や障害者に優しいまちづくりの推進